

令和7年度「秋田暮らし応援事業」のご案内

移住定住登録をして、秋田県内へ移住した方に、10万円を助成します！

事業概要

■ 事業名称

令和7年度 秋田暮らし応援事業

■ 助成額

1世帯につき10万円（助成申請は、1世帯につき1回までです。）

■ 助成対象者（詳細は裏面）

移住定住登録（※1）をした上で、令和7年3月1日から令和8年2月28日までに、秋田県内へ移住した方（※2）

※1 県が実施している登録制度です。移住前に登録することが本事業の対象要件となります。また、ご登録されると様々なサポートが受けられます。

以下の二次元コード「秋田県移住・定住総合ポータルサイト」からご登録ください。

※2 移住完了（住民票異動）後、（公財）秋田県ふるさと定住機構（TEL:018-826-1731）へ移住報告し、受理された方



■ 申請受付期間

県が申請書類を発送した日から90日後まで（必着） ※最終申請期限：令和8年3月10日
（ただし、予算がなくなり次第、受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。）

移住定住登録と事業の詳細確認は、
秋田県移住ポータルサイトからお願いします。



令和7年度秋田暮らし応援事業

検索

【↑移住定住登録】

提出書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 世帯全員が記載されている住民票謄本（※）
※ 発行の日から3ヶ月以内のもので、県外からの異動が分かるもの。
※ 移住後に秋田県内で転居している場合や移住定住登録時から名字の変更があった場合は、
確認書類として、転居前に取得した住民票や戸籍の附票等をご提出ください。
- (3) 債権者口座情報 報告様式
- (4) 振込先口座 添付書類（口座情報が分かるもの）
- (5) 誓約書兼同意書
- (6) 請求書

申請書類は、移住完了報告をされた方へ、原則1ヶ月以内にご送付します。
申請受付期間内に御提出ください。

本助成金の申請に関する窓口

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進チーム

〒010-8570 秋田市山王4-1-1 県庁本庁舎5階（8時30分～17時15分、土日祝休）

TEL：018-860-1234 E-MAIL：iju@pref.akita.lg.jp

本事業の対象となる移住者の要件

	区分	要件
助成対象者	U・Iターン者共通	・秋田県で実施している移住定住登録を、転入前に行っている方。
	Uターン者 (県内市町村に住民登録されていたことがある者)	・県外に住所を変更し、在学期間を除き継続して3年以上居住した後、県内市町村に住民登録をした方。
	Iターン者 (県内市町村に住所を定めたことがない者)	・新たに県内市町村に住民登録された方。(新規卒業者を含む)
助成対象にならない者 (いづれかに該当される方は対象外です)	U・Iターン者共通	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県で実施している移住定住登録を、転入前に行っていない方。 ・本県への転入理由が、所属企業等の業務命令に基づく転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任等にあたる方。 ・世帯の構成員に移住支援金を受給した者がいる方。 ・世帯の構成員に「秋田暮らし応援事業費補助金」を受給した者がいる方。
	Uターン者	<ul style="list-style-type: none"> ・県外に住所を定めた期間が在学期間を除き3年未満の方。 ・県外に住所を定めた期間が継続して3年未満の方。
	Iターン者	・本県への転入理由が、県内の高等学校、大学等への就学若しくは受講である方。

助成金受給までの流れ

移住前

- ①移住定住登録 <表面の二次元コードからご登録ください。>

移住後

- ②市町村へ転入届提出
 ③移住完了報告 <報告先：(公財)秋田県ふるさと定住機構 (TEL：018-826-1731)>
 ④申請書類送付 (県→対象者) (③の翌月上旬頃)
 ⑤申請 (対象者→県)
 ⑥助成金の交付決定 (⑤を県で受け付けた翌月上旬頃)
 ⑦入金 (⑥からおおよそ2～3週間後)

上記の流れで手続きを進めておりますので、申請いただいてから入金まで2ヶ月ほどかかる場合がございます。ご了承ください。

留意事項

以下に該当する場合、助成金の全額を返還していただきます。

- ・移住の日から3年未満の期間に本県から転出した場合。
- ・本助成金受給後、移住支援金の交付を受けることとなった場合。
- ・上記「助成対象にならない者」に該当するにもかかわらず、本助成金の交付を受けた場合。
- ・虚偽の申請等をした場合。